

岡山県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、「障害福祉分野の職員の賃上げ支援事業の実施について」（令和7年1月26日障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業の実施について」（令和7年1月26日こ支障第447号こども家庭庁支援局長通知）（以下「実施要綱」という。）並びに岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的に、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、以下のいずれかに該当する者とする。

（1）別紙1表1のサービス区分に掲げる事業所又は施設（以下「事業所等」という。）を運営する者であって、基準月において、処遇改善加算を算定しており、実施要綱「6 補助金の要件」の（1）に記載する要件を満たす者とする。ただし、基準月において処遇改善加算を取得していない場合であっても、申請時に処遇改善加算を算定している又は処遇改善加算を令和8年度中に算定することを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、申請時から処遇改善加算を算定しているものとして取り扱う。

（2）別紙1表2のサービス区分に掲げる事業所を運営する者であって、基準月において、実施要綱「6 補助金の要件」の（2）に記載する要件を満たす者とする。

2 令和8年4月以降に新規開設された事業所等又は第5条の交付申請書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は、交付の対象外とする。

3 本事業を活用して賃金改善を行う対象者は、対象となる事業所に勤務する福祉・介護職員以外も含む障害福祉従事者（以下、「障害福祉従事者」という。）とする。

(交付額の算定方法)

第4条 障害福祉サービス事業所等に対する補助額は、以下の式により、審査支払機関により受理された、障害福祉サービス等利用者（以下、「利用者」という。）ごとの補助額を算出し、障害福祉サービス事業所等ごとに補助額を合計することで確定することとする。なお、利用者ごとの補助額の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てとする。

利用者ごとの補助額＝基準月の障害福祉サービス等総報酬×交付率

2 基準月の障害福祉サービス等総報酬は、基準月の障害福祉サービス等報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単

位数を含む。

- 3 交付率は、サービス類型及び6の補助金の要件別に6月分として設定された別紙1表1、表2に掲げる交付率とする。
- 4 基準月は、原則として、令和7年12月とする。
- 5 第5条の交付申請額が算定額を下回る場合は、交付申請額を交付額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条の申請は、岡山県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の交付申請書を受理したときは、規則第5条に基づきその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第7条 対象事業者に対しては、規則に基づき、次のとおり交付条件を付す。

- (1) 事業の内容の変更（軽易な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第8条 規則第10条の申請は、岡山県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金変更交付申請書（第2号様式）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- 2 知事は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときはその変更等を承認し、その旨を通知するものとする。
- 3 知事は前項の規定により変更を承認する場合において、必要があると認めるときは、既に交付決定した補助金の額を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽易な変更の範囲)

第9条 規則第10条ただし書の知事が定める軽易な変更は、補助の目的及び事業効果に関係しない細部の変更並びに交付決定を受けた額の20%以内の減額である場合とする。

(変更の届出)

第10条 対象事業者は、第5条の申請後に次のいずれかに該当する変更があった場合は、

変更に係る届出書（別紙様式4）に関係書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合
- (2) 複数の事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に関係する事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合
- (3) 就業規則を改訂（障害福祉従事者の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改訂の概要

（特別な事情に係る届出）

第11条 対象事業者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準（処遇改善加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の(1)から(4)までの事項を記載した特別な事情に係る届出書（別紙様式5。以下、「特別事情届出書」という。）を速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 本補助金の交付を受けている事業所等の法人の収支（障害福祉事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- (2) 障害福祉従事者の賃金水準の引下げの内容
- (3) 当該法人の経営及び障害福祉従事者の賃金水準の改善の見込み
- (4) 障害福祉従事者の賃金水準を引き下げるについて適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

（申請の取下げ）

第12条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（実績報告）

第13条 規則第13条の報告は、岡山県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金実績報告書（第3号様式）に関係書類を添えて、知事が別に定める日（第7条第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該通知の到達した日から1か月を経過した日）までに知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第14条 知事は、前条により提出された実績報告書等の審査等を行い、適當と認めたときは、交付すべき補助金を確定し、対象事業者に対し通知する。

（調査）

第15条 知事は補助事業の実施について、対象事業者に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

（概算払）

第16条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交

付することができる。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 知事は、規則第17条第1項に定めるもののほか、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

- (1) 実施要綱に規定する要件を満たしていない場合
- (2) この要綱の規定又は第7条に定める交付の条件に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(雑則)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月8日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

別紙1 岡山県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金対象サービス

表1

サービス区分	交付率
居宅介護	20.3%
重度訪問介護	20.3%
同行援護	20.3%
行動援護	20.3%
重度障害者等包括支援	20.3%
生活介護	11.1%
施設入所支援	22.2%
短期入所	22.2%
療養介護	22.2%
自立訓練（機能訓練）	23.0%
自立訓練（生活訓練）	23.0%
宿泊型自立訓練	23.0%
就労選択支援	11.4%
就労移行支援	11.4%
就労継続支援A型	11.4%
就労継続支援B型	11.4%
就労定着支援	11.4%
自立生活援助	11.4%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	14.1%
児童発達支援	18.5%
医療型児童発達支援	18.5%
放課後等デイサービス	18.5%
居宅訪問型児童発達支援	18.5%
保育所等訪問支援	18.5%
福祉型障害児入所施設	80.8%
医療型障害児入所施設	80.8%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表2

サービス区分	交付率
計画相談支援、	47.0%
地域相談支援（地域移行支援）	47.0%
地域相談支援（地域定着支援）	47.0%
障害児相談支援	47.0%